

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に向けて

【国の考え方】 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。
- 学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術が支えていくという視点も有し、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。（地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」に位置づけられる）
- 地域クラブ活動の整備は、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- 地域の実情に応じ、関係者の理解の下、できるところから取組を進めることが望ましい。（令和5～7年度「改革推進期間」）

【埼玉県の考え方】

■ **背景** 進展する少子化や学校の働き方改革を背景に、従来の部活動を実施・運営することが困難になりつつある。

人数が集まらない（チームが組めない） やりたい部活動がない

■ **方向性** 地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備

まずは休日について、生徒の希望する活動を可能にする

生徒の
選択肢

- ① **地域クラブ活動**（市町村教委＋学校＋運営団体・実施主体が連携）
- ② 従来のクラブ活動・サークル活動・習い事など

自由で多様な
休日の活動

【課題】

- ◆ 受け皿確保
- ◆ 指導者確保
- ◆ 参加費用負担

■ 基本理念

学校と地域で育む子供たちの未来

■ 目的

地域クラブ活動の整備・充実を図ることにより、
生徒に多様な活動機会を提供する

- 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境を提供する
- まずは、休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続する
 - ※ ただし、市町村が平日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することは妨げない
- 地域住民も対象とした、地域スポーツ・文化芸術活動振興の契機とする

■ 体制移行期間

ステージⅠ 「活動環境整備期間」 令和5年度～令和7年度

・各市町村が、休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める

ステージⅡ 「活動環境定着期間」 令和8年度～令和10年度（目安）

・各市町村が、地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る

■ 埼玉県地域クラブ活動推進協議会の設置・開催【令和5年4月～】

- ① 市町村や関係団体等からの意見や課題を整理
- ② 市町村における地域クラブ活動の整備に向けた指針の検討・策定
- ③ 各市町村の取組に対する県の支援策の検討

■ 実証事業の支援と県内への情報発信

- ① 国の実証事業実施に係る市町村・団体間の連絡調整・助言等
 - ・ 市町村間や、市町村と団体等（総合型地域スポーツクラブ・プロスポーツチーム等【公募】）との連絡調整・助言
- ② 地域クラブ活動に関する情報発信等
 - ・ シンポジウム、ポスター、リーフレット、ホームページなど
 - ・ 多様なステークホルダーによる地域ミーティング（実証事業の課題・成果共有、解決等の検討、地域内の連携促進等）
- ③ 地域クラブ活動の費用負担に関する県民の理解促進（シンポジウム、ポスター、リーフレット、ホームページなど）

■ 運営団体、実施主体、人材の育成・確保

- ① 関連機関との連携（スポーツ協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、プロスポーツチーム、公共施設の指定管理者等）
- ② 人材の掘り起こしのための説明会や講習の実施
- ③ 県スポーツ協会と連携した人材育成プログラムの開発
- ④ 人材バンクの整備

地域クラブ活動の整備・充実に向けた今年度の取組予定

時 期	内 容
6月 末日	「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」の策定、周知
8月	第3回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	第1回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム
	指導者対象講習会（研修会）
10月	第4回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	人材バンク（退職教員・大学生対象）説明会
12月	第5回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
R6. 1月	「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針」公表
	第2回埼玉県地域クラブ活動シンポジウム
2月	第6回埼玉県地域クラブ活動推進協議会
	実証事業報告会